

大阪府地域防災計画の概要

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて、平成7～8年度の2箇年をかけて震災対策を中心とした防災計画の全面的な見直しを行った。その後も関連諸法の制定・改正及び社会情勢の変化に応じた修正を重ねており、平成14年修正では原子力災害対策計画の策定や都市防災機能の強化に係る内容の充実等を行った。

平成16年9月には、東南海・南海地震防災対策特別措置法に基づく「地震防災対策推進計画」を策定し、地域防災計画に位置づけた。今後、地震動被害想定調査や津波被害想定調査等を実施し、平成8年度に作成した被害想定の見直しや府地域防災計画の改定を行う。

【計画の重点事項】

危機管理体制の確立～初動体制、情報収集伝達、広域応援等

災害に強いまちづくり～都市の防災機能の強化等

地域防災力の向上～住民の意識啓発、自主防災組織の育成、ボランティアの活動環境の整備等

- (1) 危機管理体制
 - ・ 知事と直結した常設の防災・危機管理対策指令部の設置
 - ・ 24時間体制（防災・危機管理当直）の実施
 - ・ 携帯電話やポケットベル等による参集体制の強化、災害対策要員公舎の確保
- (2) 情報伝達、災害広報体制
 - ・ 大阪府防災情報センター、防災情報システムの維持・運用
 - ・ インターネットの活用や災害時臨時FM局の開設等多様な広報手段の確保
 - ・ 手話通訳、文字放送、外国語放送など災害時要援護者に配慮した情報提供
- (3) 広域防災体制
 - ・ 近畿2府7県震災時等の相互応援に関する協定の運用
 - ・ 広域防災拠点・後方支援活動拠点の整備、緊急消防救助隊・警察・自衛隊との連携及び受入体制の整備
- (4) 消火、救助、救急体制
 - ・ 河川、ため池、耐震性防火水槽等多様な消防水利の確保
 - ・ 災害用特殊車両、船舶、航空機の確保
 - ・ 特定の医療機関に患者が集中しないよう、救急医療情報システムに基づく適切な搬送体制の整備
- (5) 医療体制
 - ・ 広域災害・救急医療情報システムの整備、被災地での医療活動を行う救護所の設置
 - ・ 災害医療機関の整備、医療救護班の編成・派遣、医薬品及び医療用資器材の備蓄、供給体制の確保
- (6) 緊急輸送体制
 - ・ 広域緊急交通路、地域緊急交通路の選定、災害応急活動に必要な交通規制の実施
 - ・ 災害時用臨時ヘリポートの整備等、多様な輸送手段の確保
- (7) ライフラインの確保
 - ・ 電力、都市ガス、上水道、通信等ライフライン施設の耐震化、災害における支援、相互応援体制の整備
 - ・ 被災状況、供給状況、復旧の見通しなどについて、的確な広報の実施
- (8) 避難収容
 - ・ 広域避難地、一時避難地、避難路を選定・周知し、住民が集団避難できる避難誘導體制の整備
 - ・ 避難所の管理運営体制及び開設体制の整備、被災者の健康維持活動の実施
 - ・ 避難生活における災害時要援護者への配慮（避難所の福祉的整備等）
- (9) 福祉活動
 - ・ 災害時要援護者の安否確認、被災状況及び福祉ニーズの把握
 - ・ 在宅福祉サービスの継続的な提供等支援活動の実施
- (10) 緊急物資の確保、供給
 - ・ 被害想定に基づく避難所生活者数をベースとした、食料や毛布、簡易トイレ等生活必需品の備蓄及び調達による確保
- (11) 災害に強いまちづくり
 - ・ 避難地、避難路の確保、火災の延焼防止、災害応急活動の円滑な実施を図るため、公園、緑地、公共施設等による防災空間の整備・確保
 - ・ 木造密集市街地の防災性向上のための建築物の不燃化、耐震化促進、住宅・住環境や都市基盤施設の総合的な整備推進
 - ・ 治水ダム、橋梁、岸壁、堤防等土木構造物及び公共建築物・民間建築物の耐震対策の推進
- (12) 地域防災力の向上
 - ・ 防災知識の普及啓発や防災訓練による、住民の防災意識の高揚
 - ・ 自主防災組織の育成、防災資機材の整備促進、防災教育の実施、ボランティアの活動環境の整備
 - ・ 障害者や高齢者等の災害時要援護者に配慮した地域における支援体制の整備
- (13) 帰宅困難者対策
 - ・ 交通機能等の停止により徒歩で帰宅する被災者に対する水道水・トイレ・道路情報等の提供
- (14) 東南海・南海地震対策
 - ・ 津波被害防止対策の推進のための津波の防ぎょ体制の整備
 - ・ 東南海・南海地震を想定した訓練の実施
 - ・ 地震防災上緊急に整備すべき施設の整備